

医療法人 TNC たかだ脳神経外科・内科クリニック  
指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規定

【事業の目的】

第1条 医療法人 TNC が開設する、たかだ脳神経外科・内科クリニックが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、診療所の理学療法士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、必要なりハビリテーションを行うことを目的とする。

【運営の方針】

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持・回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。
  - 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の居宅において、必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 4 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り、統合的なサービスの提供に努めることとする。

【名称及び所在地】

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称 医療法人 TNC たかだ脳神経外科・内科クリニック
- 2 所在地 茨城県笠間市赤坂 9-17

**【従業者の職種、員数及び職務内容】**

第4条 事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1名		診療所と兼務
理学療法士	理学療法士	1名		診療所と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士

理学療法士、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

**【営業日及び営業時間】**

第5条 事業の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日 月・火・木・金曜日（通常営業）／土曜日（9時～12時）
- 2 営業時間 午前9時～午後5時
- 3 その他 祝日・夏季・年末年始・担当者不在時は休診又は振替

**【事業の内容】**

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て当該計画を利用者に交付する。

**【通常の事業の実施地域】**

第7条 通常の事業の実施地域は、笠間市、水戸市、桜川市、城里町、石岡市

#### 【利用料その他の費用の額】

- 第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う場合については、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費として次の額を徴収する。  
通常の実施地域を超えて1kmにつき50円
  - 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

#### 【救急時における対応方法】

- 第9条 この事業の提供を行っているとき利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、事前に確認した緊急連絡手順に基づき速やかに連絡を行い対応する。

#### 【その他運営に関する留意事項】

- 第10条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人TNCと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規定は、令和8年4月16日から施行する。